

大分大学医学部附属病院高度救命救急センター細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、大分大学医学部附属病院高度救命救急センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、急病、事故等による救急患者に対し、高度な医療を提供するとともに、教育研究機関として救急医療を担う医師の養成及び救急医療に関する研究、治療法の開発等を行うことを目的とする。

(高度救命救急センター長)

第3条 高度救命救急センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

(高度救命救急センター副センター長)

第4条 高度救命救急センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(業務)

第5条 センターにおいては、次の業務を行う。

- (1) 救急患者の受入れに関する事。
- (2) 救急患者の診療に関する事。
- (3) 救急医療の教育及び研究に関する事。
- (4) 関係診療科及び関係診療施設との連絡調整に関する事。
- (5) その他救急医療に関する事。

(運営会議)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、救命救急センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 循環器内科の科長又は副科長
- (4) 内科系診療科の科長又は副科長（前号に該当する場合を除く。） 1人
- (5) 脳神経外科の科長又は副科長
- (6) 整形外科の科長又は副科長
- (7) 外科系診療科の科長又は副科長（前二号に該当する場合を除く。） 3人
- (8) 検査部長
- (9) 手術部長
- (10) 放射線部長
- (11) 集中治療部長
- (12) 薬剤部長
- (13) 看護部長
- (14) 医療技術部長
- (15) 医学・病院事務部長
- (16) ME機器センター長
- (17) その他病院長が必要と認める者

3 前項第3号から第7号まで及び第17号の委員は、病院長が指名する。

- 4 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。
- 8 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 9 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(救急救命士による救急救命処置等の実施)

第6条の2 重度傷病者に対する救急救命士による救急救命処置等の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(各診療科等の協力)

第7条 各診療科、各部等は、センターの運営が円滑に行われるよう協力するものとする。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第6条第2項第3号及び第13号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第6条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院救命救急センター規程（平成16年医学部規程第4-6号）は、廃止する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-3号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第4-19号）

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-7号）

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-24号）

この細則は、平成28年10月26日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1-6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部附属病院細則第4-2号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年医学部附属病院細則第4-4号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。